

表4 遺伝毒性試験概要(代謝物)

代謝物	試験	対象	処理濃度・投与量	結果
B	復帰突然変異試験	<i>S. typhimurium</i> (TA98、TA100、TA1535、 TA1537、TA102 株))	50~5,000 µg/プレート (+/-S9)	陰性
C	復帰突然変異試験	<i>S. typhimurium</i> (TA98、TA100、TA1535、 TA1537、TA102 株))	50~5,000 µg/プレート (+/-S9)	陰性

注) +/-S9 : 代謝活性化系存在下及び非存在下

III. 食品健康影響評価

参考に挙げた資料を用いて、農薬「ゾキサミド」の食品健康影響評価を実施した。

ラットを用いた動物体内運命試験において、経口投与されたゾキサミドは、投与後 120 時間で 96~102%TAR が回収された。主要排泄経路は糞中で、低用量投与群では 71%TAR 以上が糞中に認められた。糞中放射能の主要成分は親化合物であった。組織中放射能濃度は、投与 22 時間後には殆どの組織で著しく減少し、蓄積性は認められなかった。

植物体内運命試験において、ばれいしょ塊茎では主要代謝物として B 及び C が 10%TRR 以上検出されたが、作物残留試験ではこれらの代謝物は殆どの試料で検出されなかった。その他の作物における残留放射能の主要成分は親化合物であった。

各種毒性試験結果から、ゾキサミド投与による影響は主にイヌの肝臓に認められた。神經毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をゾキサミド（親化合物のみ）と設定した。

各試験における無毒性量等は表 5 に示されている。

食品安全委員会は、各試験で得られた無毒性量の最小値がイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 48 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.48 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

ADI	0.48 mg/kg 体重/日
(ADI 設定根拠資料)	慢性毒性試験
(動物種)	イヌ
(期間)	1 年間
(投与方法)	混餌
(無毒性量)	48 mg/kg 体重/日
(安全係数)	100

暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

表5 各試験における無毒性量の比較

動物種	試験	投与量 (mg/kg 体重/日)	無毒性量 (mg/kg 体重/日) ¹⁾	
			米国	農薬専門調査会
ラット	90日間 亜急性 神経毒性 試験	0、1,000、5,000、20,000 ppm 雄: 0、74、372、1,510 雌: 0、80、401、1,620	雄: 1,510 雌: 1,620 雌雄: 毒性所見なし (神經毒性は認められない)	雄: 1,510 雌: 1,620 雌雄: 毒性所見なし (神經毒性は認められない)
	2年間 慢性毒性/ 発がん性 併合試験	0、1,000、5,000、20,000 ppm 雄: 0、1,060 雌: 0、1,330	1,060 雌雄: 毒性所見なし (発がん性は認められない)	雄: 1,060 雌: 1,330 雌雄: 毒性所見なし (発がん性は認められない)
	2世代 繁殖試験	0、1,000、5,000、20,000 ppm 雄: 0 - 1,470~2,090 雌: 0 - 1,620~2,240	親動物 雄: 1,470 雌: 409 雄: 毒性所見なし 雌: 体重増加抑制 児動物 雄: 2,090 雌: 2,240 雌雄: 毒性所見なし 繁殖能 雄: 2,090 雌: 2,240 雌雄: 毒性所見なし (繁殖能に対する影響 は認められない)	親動物 雄: 1,470 雌: 409 雄: 毒性所見なし 雌: 体重増加抑制 児動物 雄: 2,090 雌: 2,240 雌雄: 毒性所見なし 繁殖能 雄: 2,090 雌: 2,240 雌雄: 毒性所見なし (繁殖能に対する影響 は認められない)
	発生毒性 試験	0、100、300、1,000	母動物: 1,000 胎児: 1,000 母動物、胎児: 毒性所 見なし (催奇形性は認められ ない)	母動物: 1,000 胎児: 1,000 母動物、胎児: 毒性所 見なし (催奇形性は認められ ない)
マウス	90日間 亜急性 毒性試験	0、70、700、2,500、7,000 ppm 雄: 0、12、123、436、1,210 雌: 0、17、174、574、1,670	1,670 雌雄: 毒性所見なし	雄: 1,210 雌: 1,670 雌雄: 毒性所見なし
	18カ月間 発がん性 試験	0、350、1,750、7,000 ppm 雄: 0、51、251、1,020 雌: 0、60、326、1,290	雄: 1,020 雌: 1,290 雌雄: 毒性所見なし (発がん性は認められ ない)	雄: 1,020 雌: 1,290 雌雄: 毒性所見なし (発がん性は認められ ない)

動物種	試験	投与量 (mg/kg 体重/日)	無毒性量 (mg/kg 体重/日) ^①		
			米国	農薬専門調査会	
ウサギ	発生毒性試験	0、100、300、1,000	母動物：1,000 胎児：1,000 母動物、胎児：毒性所見なし (催奇形性は認められない)	母動物：1,000 胎児：1,000 母動物、胎児：毒性所見なし (催奇形性は認められない)	
イヌ	90日間 亜急性 毒性試験	0、1,500、7,500、30,000 ppm	雄：281 雌：62	雄：281 雌：62	
		雄：0、54、281、1,140 雌：0、62、322、1,050	雄：Alb 減少、A/G 比低下等 雌：肝絶対・比重量増加	雄：Alb 減少、A/G 比低下等 雌：肝絶対・比重量増加	
	1年間 慢性毒性 試験	0、1,500、7,500、30,000 ppm	雄：50 雌：48	雄：255 雌：48	
		雄：0、50、255、1,020 雌：0、48、278、994	雌雄：体重增加抑制等	雌雄：体重增加抑制等	
ADI (cRfD)			NOAEL：48 UF：100 cRfD：0.48	NOAEL：48 SF：100 ADI：0.48	
ADI (cRfD) 設定根拠資料			イヌ 1年間 慢性毒性試験	イヌ 1年間 慢性毒性試験	

NOAEL：無毒性量 UF：不確実係数 SF：安全係数 cRfD：慢性参考用量 ADI：一日摂取許容量

①：無毒性量欄には、最小毒性量で認められた主な毒性所見を記した。

<別紙1：代謝物/分解物略称>

記号	化学名
B	3,5-dichloro-4-hydroxymethylbenzoic acid
C	3,5-dichloro-4-carboxybenzoic acid
D	3,5-dichloro-N(1-ethyl-1-methylacetonyl)- <i>p</i> -toluamide
E	2-(3,5-dichloro- <i>p</i> -tolyl)-4-ethyl-4-methyl-4 <i>H</i> -1,3-oxazin-5(6 <i>H</i>)-one
F	3,5-dichloro- <i>p</i> -toluamide
G	3,5-dichloro-N(1-ethyl-3-hydroxy-1-methylacetonyl)- <i>p</i> -toluamide
H	3,5-dichloro-N(1-ethyl-1-methylacetonyl)-4-hydroxymethylbenzamide
I	3,5-dichloro-4-carboxybenzamide
J	3,5-dichloro-4-hydromethylbenzamide
K	3-amino-3-methyl-2-oxopentyl-3,5-dichloro- <i>p</i> -toluate
M12a、 M12b (位置異性体)	3,5-dichloro-N(3-hydroxy-1-ethyl-1-methyl-2-oxopropyl)-4-hydroxymethybenzamide

<別紙2：検査値等略称>

略称	名称
A/G比	アルブミン/グロブリン比
ai	有効成分量
Alb	アルブミン
ALP	アルカリホスファターゼ
MC	メチルセルロース
LC ₅₀	半数致死濃度
LD ₅₀	半数致死量
Lym	リンパ球数
MCH	平均赤血球血色素量
MCHC	平均赤血球血色素濃度
RBC	赤血球数
T _{1/2}	消失半減期
TAR	総投与（処理）放射能
T _{max}	最高濃度到達時間
TRR	総残留放射能

<参考>

- 1 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件（平成17年11月29日付、平成17年厚生労働省告示第499号）
- 2 U.S. EPA: Pesticide Fact Sheet, Name of Chemical: Zoxamide (2001)
- 3 U.S. EPA: Federal Register/Vol.66, No.187,49110-49118 (2001)
- 4 California Department of Pesticide Regulation (CDPR): Summary of Toxicology Data, Zoxamide (2001)
- 5 U.S. EPA: HED Risk Assessment: Human Health Risk Assessment for Zoxamide to Support Request for New Uses on Potatoes and Grapes (2001)
- 6 U.S. EPA: ARIA Risk Assessment: Human Health Risk Assessment for Zoxamide to Support Request for New Uses on Cucurbits and Tomatoes (2001)
- 7 The Pesticide Manual 14版 : 880-zoxamide
- 8 食品健康影響評価について
(URL:<http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai174/dai174kai-siryou1-1.pdf>)
- 9 第174回食品安全委員会
(URL:<http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai174/dai174kai-siryou1-3.pdf>)
- 10 第11回食品安全委員会農薬専門調査会確認評価一部会
(URL:http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kakunin1_dai11/index.html)
- 11 第40回食品安全委員会農薬専門調査会幹事会
(URL:http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kanjikai_dai40/index.html)

メチオカルブ(Methiocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3\text{NH}-\overset{\text{O}}{\underset{\text{C}}{\text{=}}}-\text{O} \\ \\ \text{CH}_3-\text{C}_6\text{H}_3-\text{CH}_3 \\ \\ \text{SCH}_3 \end{array} $										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	カーバメイト系殺虫剤である。コリンエステラーゼ阻害作用により神經の異常興奮を起こさせて、カタツムリ、ナメクジ等に殺虫活性を示す。										
適用作物	オレンジ										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準はとうもろこし、キャベツ等に設定されている。 オーストラリアにおいて野菜類、柑橘類果実等に、EUにおいてクレソン、レモン等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性 (イヌ・混餌) 無毒性量 2.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メチオカルブ、代謝物D及び代謝物Hとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	6.0	幼小児 (1~6歳)	11.7	妊婦	5.6	高齢者 (65歳以上)	5.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	6.0										
幼小児 (1~6歳)	11.7										
妊婦	5.6										
高齢者 (65歳以上)	5.4										
意見聴取の状況	<p>平成23年1月14日在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日～2月25日パブリックコメントを実施 平成23年1月31日～平成23年4月1日WTO通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05				
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05				
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05				
その他の穀類	0.05	0.05				
大豆	0.05	0.05				
小豆類	0.05	0.05				
えんどう	0.1	0.05		0.1		
そら豆	0.05	0.05				
らっかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	0.1	0.05		0.1		
ばれいしょ	0.05	0.05		0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05				
かんしょ	0.05	0.05				
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05				
こんにゃくいも	0.05	0.05				
その他のいも類	0.05	0.05				
てんさい	0.05	0.05		0.05		
さとうきび	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05	0.05				
かぶ類の根	0.05	0.05				
かぶ類の葉	0.05	0.05				
西洋わさび	0.05	0.05				
クレソン	0.05	0.05				
はくさい	0.05	0.05				
キャベツ	0.1	0.1		0.1		
芽キャベツ	0.1	0.1		0.05		
ケール	0.05	0.05				
こまつな	0.05	0.05				
きよな	0.05	0.05				
チングデンサイ	0.05	0.05				
カリフラワー	0.1	0.1		0.1		
ブロッコリー	0.1	0.1		0.1		
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05				
ごぼう	0.05	0.05				
サルシフィー	0.05	0.05				
アーティチョーク	0.05	0.05		0.05		
チコリ	0.05	0.05				
エンダイブ	0.05	0.05				
しゅんぎく	0.05	0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	0.1		0.05		
その他のきく科野菜	0.05	0.05				
たまねぎ	0.5	0.05		0.5		
ねぎ(りーキを含む。)	0.5	0.05		0.5		
にんにく	0.05	0.05				
にら	0.05	0.05				
アスパラガス	0.05	0.05				
わけぎ	0.05	0.05				
その他のゆり科野菜	0.05	0.05				
にんじん	0.05	0.05				
バースニップ	0.05	0.05				
ペセリ	0.05	0.05				
セロリ	0.05	0.05				
みつば	0.05	0.05				
その他のせり科野菜	0.05	0.05				
トマト	0.05	0.05				
ピーマン	2	0.05		2		
なす	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.05	0.05				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.05				
しろり	0.05	0.05				
すいか	0.05	0.05				
メロン類果実	0.05	0.05		0.2		
まくわうり	0.05	0.05				
その他のうり科野菜	0.05	0.05				
ほうれんそう	0.05	0.05				
たけのこ	0.05	0.05				
オクラ	0.05	0.05				
しようが	0.05	0.05				
未成熟えんどう	0.1	0.05		0.1		
未成熟いんげん	0.05	0.05				
えだまめ	0.05	0.05				
マッシュルーム	0.05	0.05				
しいたけ	0.05	0.05				
その他のきのこ類	0.05	0.05				
その他の野菜	0.1	0.05		0.1		
みかん						
なつみかんの果実全体	0.05	0.05				
レモン	0.05	0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.05	0.05				
グレープフルーツ	0.05	0.05				
ライム	0.05	0.05				
その他のかんきつ類果実	0.05	0.05				
りんご	0.05	0.05				
日本なし	0.05	0.05				
西洋なし	0.05	0.05				
マルメロ	0.05	0.05				
びわ	0.05	0.05				
もも	3	3.0				
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アプリコットを含む)	0.05	0.05				
すもも(ブルーンを含む)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
とうとう(チェリーを含む)	0.05	0.05				
いちご	1	0.05		1		
ラズベリー	0.05	0.05				
ブラックベリー	0.05	0.05				
ブルーベリー	0.05	0.05				
グラントベリー	0.05	0.05				
ハックルベリー	0.05	0.05				
その他のベリー類果実	0.05	0.05				
ぶどう	0.1	0.1				
かき	0.05	0.05				
バナナ	0.05	0.05				
キウイ	0.05	0.05				
パパイヤ	0.05	0.05				
アボカド	0.05	0.05				
パイナップル	0.05	0.05				
グアバ	0.05	0.05				
マンゴー	0.05	0.05				
パッションフルーツ	0.05	0.05				
なつめやし	0.05	0.05				
その他の果実	0.05	0.05				
ひまわりの種子	0.05			0.05		
なたね	0.05	0.05		0.05		
その他のナツツ類	0.05	0.05		0.05		
その他のスパイス						
その他のハーブ						

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

メチオカルブ

食品名	基準値 案 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^(注1)	0.05
大豆	0.05
小豆類 ^(注2)	0.05
えんどう	0.1
そら豆	0.05
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^(注3)	0.1
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
こんにゃくいも	0.05
その他のいも類 ^(注4)	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.05
クレソン	0.05
はくさい	0.05
キャベツ	0.1
芽キャベツ	0.1
ケール	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チングンサイ	0.05
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^(注5)	0.05
ごぼう	0.05
サルシフィー	0.05
アーティチョーク	0.05
チコリ	0.05
エンダイブ	0.05
しゅんぎく	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1
その他のきく科野菜 ^(注6)	0.05
たまねぎ	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	0.5
にんにく	0.05
にら	0.05
アスパラガス	0.05
わけぎ	0.05
その他のゆり科野菜 ^(注7)	0.05
にんじん	0.05
パースニップ	0.05
パセリ	0.05
セロリ	0.05

※今回残留基準を設定するメチオカルブとは、メチオカルブ、代謝物D【メチルスルフィニル】をメチオカルブに換算したもの及び代謝物H【メチルスルホニル】をメチオカルブに換算したものの和をいうこと。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びビスエス以外のものをいう。

(注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

(注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

メチオカルブ(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
みつば	0.05
その他のせり科野菜 ^(注8)	0.05
トマト	0.05
ピーマン	2
なす	0.05
その他のなす科野菜 ^(注9)	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05
しろうり	0.05
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわうり	0.05
その他のうり科野菜 ^(注10)	0.05
ほうれんそう	0.05
たけのこ	0.05
オクラ	0.05
しようが	0.05
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.05
マッシュルーム	0.05
しいたけ	0.05
その他のきのこ類 ^(注11)	0.05
その他の野菜 ^(注12)	0.1
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実 ^(注13)	0.05
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
マルメロ	0.05
びわ	0.05
もも	3
ネクタリン	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	0.05
すもも(ブルーンを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
いちご	1
ラズベリー	0.05
ブラックベリー	0.05
ブルーベリー	0.05
クランベリー	0.05
ハックルベリー	0.05
その他のベリー類果実 ^(注14)	0.05
ぶどう	0.1
かき	0.05
バナナ	0.05
キウイ	0.05
パパイヤ	0.05
アボカド	0.05
パインアップル	0.05

(注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、バセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

(注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

メチオカルブ(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.05
なつめやし	0.05
その他の果実 ^(注15)	0.05
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
その他のナッツ類 ^(注16)	0.05

(注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ざんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

